

令和7年9月26日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官

東京神奈川森林管理署長 金子 直樹

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件 名 令和7年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約
(詳細については、別紙仕様書参照)
2. 契約期間 自：令和7年11月1日
至：令和8年1月31日
3. 履行場所 神奈川県足柄上郡山北町 世附国有林
足柄下郡箱根町 畑引山国有林、三国峠国有林
(別添図面のとおり)
4. 必要な資格等
 - (1) 令和07・08・09年度 農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東甲信越地域における「役務の提供等」を有する者であること。
 - (2) 県等の依頼による錯誤捕獲による放獣作業の実績を有していること。
5. 見積書等提出期限 令和7年10月17日(金)13時30分
電子調達システムにより、見積価格(内訳書含む)、上記4の資格を証明できる書類の写し(資格審査結果通知書(全省庁統一資格)及び放獣作業の実績証明(契約書の写し等))を提出すること。
※郵送する場合は締切日時必着とし、見積書ほか一式を合封して封かんし、封筒の表に「令和7年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約見積書在中」と朱書きすること。
6. 契約締結日 見積採用決定の日から7日以内

7. 契約条件 別紙契約書（案）のとおり

8. 見積書等提出先 東京神奈川森林管理署 総務グループ
(〒254-0046 神奈川県平塚市立野町 38-2)

※電子調達システムによる提出をお願いします。

※郵便または持参の場合は、上記提出先をお願いします。

9. 契約者の決定

有資格者による見積書の提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。

10. その他

見積書の提出前に、「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。

(担当：地域林政調整官)

(電話：0463-32-2867)

令和 7 年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約

仕 様 書

1 目的

本契約における作業は、東京神奈川森林管理署の実施するくくり罠による有害鳥獣捕獲において、錯誤捕獲されたツキノワグマ及びニホンカモシカを適切に放獣する作業（以下、放獣作業という。）とする。

2 派遣する作業従事者の要件

受注者は、監督職員の指示に基づき、以下の要件を満たす作業従事者を派遣すること。

- (1) ツキノワグマやニホンカモシカの生態を理解し、捕獲時における行動などを予測できること。
- (2) くくりわなの構造や操作方法を理解し、ツキノワグマやニホンカモシカが捕獲された状態におけるわなの堅牢性や安全性を判断できること。

3 安全管理

- (1) 受注者は、作業員の安全確保に努めるとともに、作業場所付近に第三者が接近しないよう安全確保を図ること。
- (2) 受注者は、放獣作業に際し、捕獲された状態におけるわなの堅牢性や安全性を確認し作業しなければならない。
- (3) 受注者は、ツキノワグマの放獣の場合、捕獲された個体付近に別のクマがいる可能性があることから、痕跡や周囲の確認を実施の上、作業しなければならない。
- (4) 受注者は、麻酔銃等の使用に際し、周囲の状況を確認し、第三者がいなかったことを確認の上、錯誤捕獲個体が十分視認可能で、かつ最も距離が確保できる位置で、撃ち下ろし、もしくは水平方向で実施すること。
- (5) 受注者は、麻酔の使用にあたっては、麻薬研究者または獣医師等の資格を有する者の指導の下、放獣作業を実施しなければならない。

- (6) 受注者は、麻酔銃等の定期的な点検を実施するものとし、使用する際は正常に作動することを確認して使用すること。
- (7) 受注者は、麻酔薬の導入にあたっては、目視による体重推定を行い、麻酔薬量を決定し実施すること。また、導入の確認は、特に慎重に実施すること。
- (8) 受注者は、保定作業から放獣までの間について、常に放獣対象個体をモニタリングし、不測の事態に備えなければならない。
- (9) 受注者は、放獣個体が十分覚醒して、逃走する状況等を確認する。ツキノワグマの場合は、必要に応じてクマスプレー等を使用するなどし、学習を実施の上、安全を確認し後に撤収すること。

また、放獣にあたり第三者に危険が生じるおそれのあるときは、監督職員と協議の上実施すること。
- (10) ツキノワグマの放獣にあたって上記に記載のない事項については、日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会クマ保護管理検討作業部会で作成したクマ放獣作業のガイドラインを参考に実施すること。
- (11) その他定めのない事項等については、都度、監督職員と協議の上実施すること。

4 損害賠償保険等加入の義務

(1) 他人に与えた損害（他損事故）に対する賠償

請負者は、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約に加入しなければならない。

① 損害保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであること。

事業管理責任者及び捕獲従事者は、本事業の実施による鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、他人の生命、身体又は財産を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害賠償保険契約の被保険者であること。

② 保険金額

ア 銃による捕獲の場合の他損限度額は、1 億円以上

イ わなによる捕獲の場合の他損限度額は、3 千万円以上

(2) 従事者自身の傷害に対する補償

受注者は、従事者自身の生命又は身体を害したことに係る傷害保険契約に加入しなければならない。

① 傷害保険の契約内容

事業の一環として実施する鳥獣の捕獲等に起因する事故のために、事業に従事する従事者自身の生命又は身体を害したことに對する補償であること。

② 保険金額

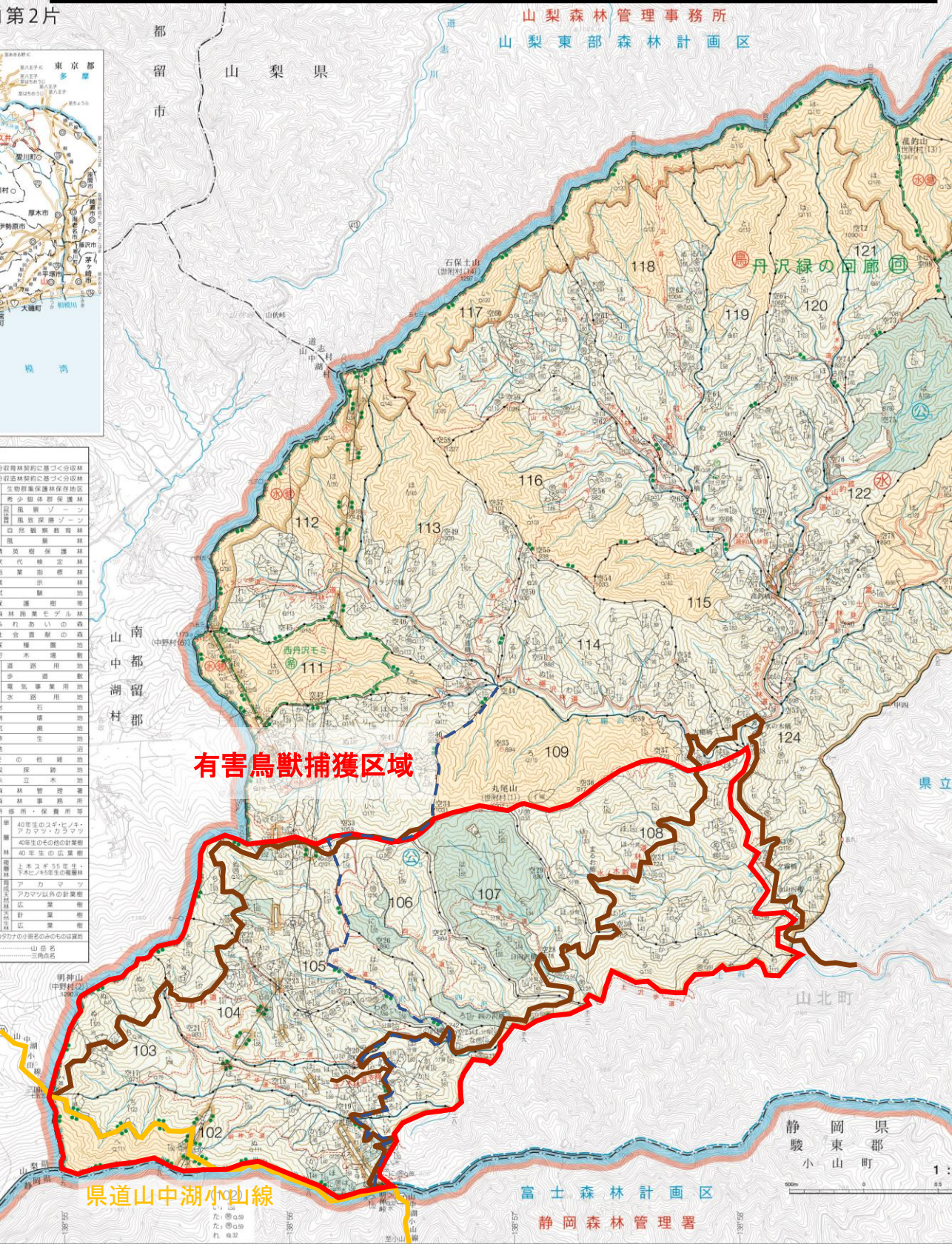
1 千万円以上

神奈川県足柄下郡箱根町箱根 畑引山国有林89林班外



林計
施業実
度樹立
第2月

第2片



令和7年度 錯誤捕獲個体放獸処理単価契約書

1 契約予定総額 ￥ —
(うち消費税及び地方消費税 ￥ —)

内訳

名 称	鳥獣種類	単価	予定頭数	予定総額	摘要
放獣処理作業	ツキノワグマ	円	1 頭	円	
放獣処理作業	ニホンカモシカ	円	1 頭	円	
計				円	
消費税				円	
合計				円	

2 契約期間 自 令和7年11月1日
至 令和8年1月31日

3 作業場所 神奈川県足柄上郡山北町 世附国有林
足柄下郡箱根町 畑引山、三国峠国有林
(別紙1 作業場所位置図のとおり)

4 契約保証金 免除

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 東京神奈川森林管理署長 金子 直樹（以下「甲」という。）と 受注者 （以下「乙」という。）は、上記各項及び契約条項により契約を締結し、その証として本書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和7年 月 日

甲 神奈川県平塚市立野町 38-2
分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長 金子 直樹

乙 受注者
住 所
会社名
代表者名

契 約 条 項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の令和7年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約に関し、契約の定めるもののほか、別紙2仕様書に従い、これを履行しなければならない。

2 乙は、この契約に基づき頭書の契約期間内において、甲による指示（様式1）の都度、甲の指定する作業場所において錯誤捕獲個体放獣処理作業（以下、放獣処理という。）に従事する者を派遣するものとする。

(放獣処理の予定数量)

第2条 放獣処理の予定数量は、契約期間内において、頭書のとおり予定するが、甲の都合により異動を生じまたは皆無の場合でも異議を申し立てないものとする。

(監督職員)

第3条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約の履行についての乙に対する指示、承諾又は協議を行うものとする。

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(放獣処理の確認)

第4条 乙は、仕様書に定める放獣処理作業を行ったときには、放獣処理確認表（様式2）を提出し、監督職員等の確認を受けるものとする。

(放獣処理に係る金額の確定及び検査)

第5条 この契約による確定金額は、錯誤捕獲された種類ごとの単価に処理頭数を乗じて得た金額（以下「代金」という。）とする。

2 乙は当該月分の放獣処理鳥獣種類及び頭数を月末日に、第4条により確認を受けた放獣処理確認表を提出し、甲の指定した職員（以下、検査職員という。）の検査を受けるものとする。

3 検査職員は、乙から放獣処理確認表の提出があったときは、10日以内に検査するものとする。

(代金の支払い)

第6条 乙は、前条の検査が完了したときは、適法な請求書により履行した数量に頭書に定

める契約単価を乗じた金額を甲に請求することができる。

- 2 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に請負代金の支払いをしなければならない。甲の都合により支払期限を超過し支払い遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うものとする。

（業務の履行責任）

第 7 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。

- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

- 5 第 3 項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

（甲の催告による解除権）

第 8 条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

- (2) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第10条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第11条 甲は、業務が完了しない間は、第8条又は第9条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、第8条及び第9条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより、乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、

その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会
通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第 14 条 乙は、次の各号の一に該当すると認めたときは、直ちにこの契約を解除することが
できる。

- (1) 甲が第 10 条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の 3 分
の 1 以下に減少したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったと
き。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 15 条 第 13 条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、
乙は、第 13 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 16 条 第 8 条又は第 9 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対
し違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75
号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律
第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律
第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(解約時の支払)

第 17 条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙
に支払うものとする。

(債権、債務の相殺)

第 18 条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺する
ことができる。この場合において、乙が支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超
過するときは、乙はその不足額について甲の指示するところによりこれを納入しな
ければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるもの
とする。

(契約に関する紛争の解決)

第 20 条 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙特約条項のとおり

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和 7 年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約作業指示書

受注者名 殿

監督職員
東京神奈川森林管理署
官職・氏名

令和 7 年 10 月 日契約に基づくこのことについて、下記鳥獣の錯誤捕獲があったので、従事者の派遣をお願いします。

- 1 錯誤捕獲発見年月日 令和 年 月 日 (時 分頃)
- 2 錯誤捕獲鳥獣種類 ツキノワグマ ニホンカモシカ
- 3 その他 (見た目の大きさや個体の状態)

令和 7 年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約

放獣処理確認表

放獣実施日 令和 年 月 日 ()		天 候	
錯誤捕獲鳥獣種類			
放獣頭数 頭	従事者数 名		
従事者名 (役割についても明記する)			

1 放獣個体内容

雌雄別	オ ス ・ メ ス
成獣、幼獣別	成 獣 ・ 幼 獣
特徴 (写真：体重、体長)	

2 所見 (放獣までの経過及び課題等)

監督職員確認欄
令和 年 月 日

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東京神奈川森林管理署長 殿

（見積人）
住 所

商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____ ※税込み金額を記入
（¥ _____ ） ※税抜き金額を記入

ただし 令和7年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約 の代金
（詳細は内訳書のとおり）

上記のとおり、オープンカウンター方式による見積合わせについて記載事項を承知の上、
見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

内訳書例

令和 7 年度 錯誤捕獲個体放獣処理単価契約内訳書（1頭あたり）

内訳	数量	単位	単価	金額	備考
1 ツキノワグマ放獣処理作業単価	1	式			
2 ニホンカモシカ放獣処理作業単価	1	式			
小計				(電子調達システム入力価格) (見積書税抜き価格)	
消費税					
合計				(見積書税込み価格)	

※麻酔不使用時の単価は備考欄へ()書き

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号

関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。
この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) ・令和 07・08・09 年度 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格（「役務の提供等」）を有する者であること。

・県等の依頼による錯誤捕獲による放獣作業の実績を有していること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書等の提出先

(1) 電子調達システムにより提出をお願いします。

(2) 紙で提出する場合は、持参または郵送により以下窓口へお願いします。

〒254-0046 神奈川県平塚市立野町38-2

東京神奈川森林管理署 総務グループ（TEL：0463-32-2867）

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きして下さい。見積書の宛名は「東京神奈川森林管理署長」としてください。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。

(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。